

第61回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年7月25日(月) 午後1時25分から午後3時40分

開催場所 姫路市役所 10階 第二会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席		
6	田原仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	欠席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	欠席		
11	萩原和好	出席		
12	高濱宏幸	出席	○	
13	岡本富博	出席	○	
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	出席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	姫路市空き家バンクに登録された空き家に附随する農地の指定について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第18条の規定による許可申請について
議案第7号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第8号	令和4年度農地パトロール実施要領の策定について
議案第9号	姫路市農業委員の辞任について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	畑地転換届について
報告第6号	県許可案件の許可状況について
報告第7号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年7月25日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第61回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、三木委員、飯塚委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を頂きましたので、本日の議事録署名委員を高濱委員と岡本委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく申し上げます。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が7件提出されております。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とこととされております。3番の案件が関係の案件となっておりますので、まず、1番2番及び4番以降の案件からご審議

をお願いいたします。

1番です。

白浜町の田185㎡につきまして、芦屋市の[]より「平成5年以前より、貸露天駐車場敷地として利用している」との申請です。

2番です。

的形町的形の畑390㎡につきまして、的形町的形の[]より「平成10年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

4番です。

夢前町寺の畑3筆計77.5㎡につきまして、京都市の[]より「昭和57年以前より、山林となっている」との申請です。

5番です。

安富町末広の畑133㎡につきまして、広畑区西蒲田の[]より「平成3年以前より、住宅及び物置の敷地として利用している」との申請です。

6番です。

御国野町深志野の畑114㎡につきまして、岡山県倉敷市の[]より「昭和46年頃から、工場用倉庫の一部として利用している」との申請です。

7番です。

飾東町八重畑の田310㎡につきまして、白浜町甲の[]より「昭和32年8月から、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、3番を除きまして、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、3番以外の案件については承認と致します。
[]関係の案件]

議長

それでは、[]、ご退室をお願いいたします。

[] 退室]

事務局

それでは、3番について、ご説明いたします。

3番です。

打越の田489㎡につきまして、打越の[]より「平成8年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

現況は申請どおりの内容となっており、担当委員より「適当である」との意見を頂いております。北西部地区農政協議会におきまして、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、3番について承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、3番の案件についても承認と致します。

〔 入室 〕

議長

案件は承認となりましたので報告します。

次に、議案第2号「姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号（P1～P2）を説明する。

〔姫路市空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の指定について〕

この度は、空き家に附属する農地の指定申請案件が1件提出されております。

都市計画区域外の夢前町又坂の畑420㎡につきまして、御立中七丁目のが、空き家に附属した農地として指定を受けたいとの申請です。3条申請も同時に受付しております。申請地は空き家の存在する同一集落内に所在しており、申請人が3年以上自ら管理・耕作する旨の誓約書が添付されております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

昨年8月に規程を制定してから初めてとなる案件ですね。事務局の説明について、ご質問等はございませんか。

各委員

……。

議長

ないようですので、議案第2号について、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、議案第2号は承認と致します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕

議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は20件の申請が提出されております。12番13番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から8番が現在耕作面積0㎡の方の案件、10番11番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、12番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、1番を除きいずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっています。1番については農用地利用集積計画分で利用権設定がなされていますが、現在18条合意解約手続中であり1年以内に解約されることが確実となっています。譲受人・借人はいずれも「個人」です。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等

に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「運作距離」については、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番2番です。

土山二丁目の[]が、夢前町玉田の田2,364㎡につきましては、飯田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、菅野の田1,025㎡につきましては、御立東五丁目の[]より「借り受けたい」との貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,389㎡になる予定です。作付作物は「果樹、野菜」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

3番です。

夢前町又坂の畑420㎡につきまして、御立中七丁目の[]が、西宮市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件、先ほど空き家に附属する農地の指定を受けておりますので、許可されますと、[]の耕作面積は、空き家附属農地の別段面積100㎡を超える420㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

4番5番です。

夢前町宮置の[]が、夢前町又坂の畑262㎡につきましては、勝原区下太田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請と、夢前町又坂の田3筆計4,604㎡につきましては、父である夢前町又坂の[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える4,868㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹、水稻」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「借受地は父所有地で、借人がすでに耕作していることが確認され、地元において耕作実績が認められるため事情聴取は不要」との意見となっております。

6番です。

夢前町菅生潤の田3筆計3,837㎡につきまして、夢前町菅生潤の[]が、神戸市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,837㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

なおこの案件、[]の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

7番8番です。

御国野町御着の[]が、飾東町山崎の田2筆計409㎡につきましては、飾東町山崎の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請と、飾東町山崎の田3,040㎡につきましては、同じく[]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,449㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稻」となっております。

なおこの案件、**■■■■■**の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

9番です。

豊富町御蔭の田2筆計1, 475㎡につきまして、豊富町御蔭の**■■■■■**が、豊富町御蔭の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,732㎡になる予定です。作付作物は「水稲、豆」となっております。

10番11番です。

山田町西山田の**■■■■■**が、山田町西山田の田363㎡につきましては、山田町西山田の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請と、山田町西山田の田2筆計3,034㎡につきましては、山田町西山田の**■■■■■**より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える3,524㎡になる予定です。作付作物は「野菜、水稲」となっております。

12番です。

砥堀の田155㎡につきまして、砥堀の**■■■■■**が、砥堀の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は1,840㎡になる予定です。作付作物は「水稲、蔬菜」となっております。

13番です。

大津区长松の田1,164㎡につきまして、大津区长松の**■■■■■**が、同居の父である**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、同一世帯間での耕作面積の異動であるため、**■■■■■**世帯の耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稲」となっております。

14番15番です。

南畝町二丁目の**■■■■■**が、書写の田2筆計1,531㎡につきまして、書写の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は1,290㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

16番です。

夢前町寺の田6筆計5,046㎡につきまして、打越の**■■■■■**が、京都市の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は8,469㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

17番です。

夢前町菅生潤の畑71㎡につきまして、夢前町菅生潤の**■■■■■**が、飾西の**■■■■■**より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は5,539㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

18番です。

夢前町護持の田2,085㎡につきまして、夢前町護持の**■■■■■**が、夢前町護持の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は10,509㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

19番です。

安富町長野の田1,393㎡につきまして、安富町長野の**■■■■■**が、安富町長野の**■■■■■**より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、**■■■■■**の耕作面積は13,514㎡になる予定です。作付作物は「水稲、野菜」となっております。

20番です。

船津町の田614㎡につきまして、山田町多田の**■■■■■**が、船津町の**■■■■■**

より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、の耕作面積は3,750㎡になる予定です。作付作物は「大根、ネギ」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員

.....

議長

4番と5番の案件ですが、耕作面積0㎡からではありますが、地元では耕作実績が十分と確認されているとのことで、北西部地区農政協議会では新規農家としての事情聴取は必要ではないとの意見を踏まえ、この件は事情聴取を行わない、省略するというのでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、事情聴取は省略することとします。

その他の耕作面積0㎡の、1番と2番、3番、6番、7番と8番の案件ですが、地区農政協議会の新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この4件事情聴取を行う、ということでもよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、8月3日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員

.....

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。

それでは、次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P6)を説明する。

【農地法第4条の規定による許可申請について】

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

都市計画区域外の夢前町寺の田495㎡につきまして、夢前町菅生潤のより「一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、床面積140.28㎡の一般住宅1棟及び2台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、「周辺農業へ

の支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況は「田」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっておりますが、これに該当することの確認願が3件提出されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

まず1番です。

夢前町宮置の田119㎡につきまして、夢前町宮置の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況は「畑」となっております。

2番です。

豊富町御蔭の田1,073㎡のうち100㎡につきまして、豊富町御蔭の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、引き続き農業用倉庫として利用する計画となっております。

3番です。

山田町多田の田636㎡のうち186㎡につきまして、山田町多田の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況は「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、引き続き農業用倉庫として利用する計画となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

……

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P7~P8)を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されております。1番から3番が調整区域の案件、4番以降は都市計画区域外の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

北平野奥垣内の田195㎡につきまして、大阪市の[]が、神戸市の[]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、隣接の空き家を購入し、その露天駐車場4台分として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況はすでに一部が「宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

2番3番です。

宗粟市の[]が、林田町下伊勢の畑2筆計674㎡につきまして、林田町下伊勢の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、申請人が代表取締役を務める[]は、申請地西に露天資材置場を所有しているが手狭になってきたため、これを拡張し、建設用足場や資材などの置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畑」となっております。

4番です。

夢前町宮置の田271㎡につきまして、加西市の[]が、夢前町宮置の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場、ドッグランを設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、「上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在」である第3種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積143.25㎡の一般住宅を建築し、3台分の露天駐車場とドッグランスペースを設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「畑」となっております。

5番です。

夢前町前之庄の田、畑4筆計1,069㎡につきまして、[]が、香寺町久畑の[]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。この案件については、同一申請地にてすでに5月に審議し5条許可済みであります。譲受人と転用目的を変更して、県と協議の上再申請となったものです。「事業内容」につきましては、[]の工場建設に関し、[]がその造成に携わり、伐採、資材、重機置場として申請地を利用する計画で、開発許可手続き中です。

6番です。

夢前町前之庄の田340㎡につきまして、高砂市の[]が、夢前町前之庄の[]より「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、「住宅等が連たん」である第3種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積96.05㎡の一般住宅を建築し、2台分の露天駐車場と庭を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「田」となっております。

7番です。

夢前町寺の田392㎡につきまして、飾磨区構5丁目の[]が、夢前町寺の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、露天駐車場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、床面積113.45㎡の一般住宅を建築し、2台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「畑」となっております。

8番です。

別所町佐土新の田305㎡につきまして、砥堀の[]が、別所町佐土新の[]より「贈与を受けて、一般住宅の建築及び露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、延床面積132.44㎡の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況はすでに「宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

9番です。

船津町の田218㎡につきまして、[]が、船津町の[]より「購入して、店舗、事務所を建築し、露天駐車場を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」に関しましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、地域の農産物で作った弁当や惣菜の加工販売をするための店舗兼事務所を建築し、車両5台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可申請及び道路法24条に基づく申請が申請済となっております。現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございました。なにか、ご意見等はございませんか。

各 委 員

.....

議 長

ないようですので、議案第5号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各 委 員

(全員挙手)

議 長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第6号「農地法第18条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号(P9)を説明する。

(農地法第18条の規定による許可申請について)

農地法第18条第1項に基づく賃貸借の解約の申入れについて、市街化区域で1件の申請が提出されております。通常、賃貸借の当事者双方が解約に合意し、18条第1項第2号に基づく通知として手続きされるものですが、この案件は双方の合意が成立しなかったことから、その一方からの申請となっております。

市街化区域の網干区垣内本町の田2筆計782㎡につきまして、賃借人である網干区垣内本町の[]から「農地の解約の申入れについて許可を受けたい」との一方申請です。所有者は網干区垣内本町の[]となっております。

別紙「賃貸借の解約等の許可申請に係る資料」も併せてごらんください。

「4 賃貸借の解約をしようとする事由」につきましては、小作人であった[]が亡くなり、相続人3人で管理してきたが、いずれも80歳を超えて高齢となり農業を引き継ぐ者もないため、返還したい、とのことです。第18条第1項において「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」こととされており、その許可を受けることができる場合として、第1号から第6号の場合が規定されております。この案件につきましては、「第6号その他正当の事由がある場合」として「賃借人からの要望により賃貸借を終了させることが適当であると客観的に認められる場合」に該当するものと考えております。「5 契約内容」につきましては、「小作は、昔の口約束で始まっているので、契約書などはなく、小作料の金額など取り決められたものは、ない。」とのことです。「6 申請書記載事項」につきましては、「賃貸借の解約等の許可申請書」は参考1のとおりです。参考2は「賃貸借の解約をしようとする事由の詳細」で、賃貸借の経緯についても記述があります。抜粋して紹介します。借主である[]は、平成27年以降は体も弱り十分な耕作ができなくなったことから、[]が手伝い管理耕作してきた、とのことです。令和2年に、地主に、解約したい旨の申入れをしようとして再三面談要望するも応じる様子がなく、無視された、とのことで、参考3の「地主に対する架電、面談要請その他の詳細」に主な事項が記録されています。また、農業委員会も相談を受け、農業委員が仲介に動くも、コンタクトが取れないとのことでした。令和3年に、[]が死亡し、以後は相続人3人が保全管理している、とのことです。なお、相続人の子は、いずれも独立しており農業を引き継ぐ考えはない、とのことです。参考4は、現況の写真です。参考5は、令和4年4月6日に姫路市農業委員会農事相談で相談した際の記録です。参考6は、令和4年6月22日に裁判所による農事調停を試みるも、相手方出頭せず、不成立で終了となった通知です。参考7ですが、事前に事務局から地主の[]に送付していた照会書への回答が7月21日にファックスで届きましたので、添付しています。[]からは、解約について「条件により応じる」としてありますが、未払い賃料があることを指摘し、永年にわたるしこり・問題点の是正・善処・改善が条件であるとし、借主側の言説は一方的なものであると主張しています。なお、離作補償は一切しない、とのことです。一方、[]からは、合意解約書に押印されたものの提出がありました。

この賃借人からの解約の申入れに対し、中南部地区農政協議会の意見は、「許可」に、賛成13人、反対ゼロとなっております。

本日の審議により、姫路市農業委員会の総合意見として、賃借人からの解約の申入れについて「許可、不許可、条件付許可、その他」を、多数決により決定していただくとともに、審査上の問題点や反対の意見があればそれも付して、審議過程の記録も併せて、県に送付したいと考えております。また、事情聴取の要不要についても検討頂ければと思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。
それでは、まずは担当の高濱委員から報告をお願いします。

高濱委員

今から2年前になりますか、小作人の方から間に入って調停をしてくれ、との依頼で話に行きました。小作人の方からはいろんな話を聞けたのですが、小作人と地主の方の家の[]なんです。ですから7、8回、夏の暑い時でしたが、何って家の玄関まで行って、いろいろしてもなかなかおられるのかおられないのかわからない、要するにコンタクトが取れない経緯があります。小作地は、今から3、4年前に区画整理事業が終わった土地で、もともとの借地は換地が終わっていない土地だったんですが、区画整理事業が終了して換地でこの2筆に分かれました。場所的には道路際のいい土地です。まあなにせ地主はこの家に一人暮らしで何回もピンポン鳴らして行ったんですが本人と全然コンタクトが取れず、農業委員会としては何もできないのかなという感じがしました。

議長

委員から経緯の説明をいただきました。
委員も地区のこととして一所懸命調整を図っていただいたんですけど、なかなか上手くいかなかったということですね。
なにか、ご質問等はございませんか。

各委員

……。

議長

中南部地区協議会においては、「許可」の意見に、賛成13人、反対なしとなっております。
それでは、ご意見、ご質問はないようですので、姫路市農業委員会の総合意見として、貸借人からの解約の申入れについて多数決により決定したいと思います。
まず、「許可」の意見に、「賛成」の方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「許可」に、賛成17人、反対なし、の意見とします。
審査上の問題点などのご指摘は、ございませんか。

各委員

……。

議長

特にないようですね。
次に事情聴取についてですが、小作人の方とは2年前の折や4月の農事相談の時に話が聞けておりますが、地主の方からは話が聞けておらず、訪問しても出てこられないことから事情聴取に呼んでも来られない可能性も考えられますが、できることはすべてやる、との考え方で、やった方がいいんじゃないか、と思います。事情聴取を行う、ということではよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、8月3日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。
次に、議案第7号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号(P10)を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

・今月は3件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

1番、2番、3番ともに町田の[]が所有されておりました市街化区域の農地を相続するというものです。1番の1、2、3の農地につきまして、同居の子であります[]がそれぞれ持分3分の1ずつ相続し、1番の2から5の農地につきまして、[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、1番の1から4の農地につきましては、果樹や野菜が作付けされ、1番の5の農地につきましては、耕起状態で営農計画書を提出されています。

なお、いずれの案件につきましても、地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……

議長 それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第7号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第8号「令和4年度農地パトロール実施要領の策定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号（P11～P12）を説明する。

〔令和4年度農地パトロール実施要領の策定について〕

「1 目的」として、「農地の利用状況調査の厳正実施」「農業委員会活動の対外的なPR」「土地利用の課題の解決」「遊休農地等の活用促進」をあげております。

「2 実施時期及び実施体制」として、北西部地区は、1班を菅野・白鳥校区とし、坂口委員、佐伯委員を、また、2班を安富町とし、馬林委員、山本委員をパトロール班員とし、実施日は8月18日の午前中としています。北東部地区は、1班を豊富町とし、萩原委員、山口委員を、また、2班を花田町とし、岸本会長、井上委員をパトロール班員とし、実施日は8月19日の午前中としています。中南部地区は、1班を広畑区、大津区、勝原区とし、田口委員、船引委員を、また、2班を仁豊野ほかの地域とし、青田委員、田尻委員をパトロール班員とし、実施日は8月22日の午前中としています。実施体制は、いずれの班も委員2名に事務局職員2名を加えた4名体制で実施します。

「3 実施内容」として、重点課題として遊休農地、荒廃農地等不作付地の調査確認です。

「4 実施方法、実施結果」ですが、対象地区の遊休農地、荒廃農地をリストアップし、現況調査を行います。調査結果については、各地区農政協議会及び総会で報告します。遊休農地が解消されていない農地は、是正指導を行います。また、対象農地の担当委員には、日常的な監視等をお願いします。

以上、簡単ではありますが、農地パトロールの実施要領の説明とさせていただきます。

議長 それでは、令和4年度農地パトロール実施要領の策定について、ご意見、ご

質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、ご意見、ご質問はないようですので、議案第8号について、決定とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。
次に、議案第9号「姫路市農業委員の辞任」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第9号（P13）を説明する。
〔姫路市農業委員の辞任について〕

姫路市農業委員の辞任についてでございますが、令和4年6月28日付けで中南地区の三木輝男委員から、長期療養のため、辞任したい旨の届出がありました。三木委員におかれては、5月末より長期で入院されていた経緯もあり、事務局としては、委員活動を継続することは難しいと考えております。なお、三木委員の後任については、任期の残りが1年であることから、後任の選任はしないこととし、三木委員の担当区域の飾磨地区については、現地調査を岡田良造推進委員に、総会を青田誠農業委員にお願いできればと考えており、委員の補充については、欠員を生じたものの農業委員会の業務に支障が生ずるおそれはないこと、また農業委員の欠員が定数の8分の1の3名を超えないため、姫路市農業委員会の委員の選任に関する規則第12条に規定する補充が不要と考えています。

今後の辞任手続きですが、農業委員の任命権者は市長ですので、本日の農業委員会総会で辞任に同意となれば、その旨を市長に報告いたします。その後、辞任についての内部手続きを行ったのち、令和4年7月31日付で辞任となる予定です。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、ないようですので、議案第9号について、決定とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定と致します。
次に報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（P14）を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、6月にご審議いただきました新規農家3件の事情聴取を、7月6日に実施していただきました。当日は、いずれもご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議 長 有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、萩原委員からお願いします。

萩原委員 1件目は■■■■ながら大変意欲満々で、まだ草刈りするという意気込みで、隣に■■■■の方がいるので2人協力してやられると思うのですが、元気な方でした。2件目も■■■■ながら元気な方で、山から下りてきて佐土新の放棄地を見つけて果樹を植える、ということで、意欲満々で耕作地を耕してくれると思いました。3件目の方は■■■■で家の近くの農地と親から借りる少し離れたところの農地とでしたが、ちゃんと作ってくれると思いました。

議 長 はい、詳しい報告ありがとうございます。
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号（P15～P16）を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、6月10日から7月7日の間に受け付けたもの、7件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員 ……。

議 長 特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号（P17～P21）を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、6月10日から7月7日の間に受け付けたもの32件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。なお、21番につきまして、資料の譲渡人の欠落がありますので、別紙資料にて訂正させていただきます。

議 長 有り難うございます。訂正の資料の方もご確認願います。
それでは、何かご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議 長 それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P22）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、貸貸借契約の解約の通知が1件、使用貸借契約の解約の通知が3件ございました。利用権に該当するものは2件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。貸貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「離作料金の支払い」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

.....

議長

特にないようですね。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号(P22)を説明する。
〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、3件の届出が出ております。

1番2番3番です。

林田町下伊勢の[]より林田町中山下の田6筆計6,222㎡につきまして、「ほ場の高低差を解消し規模を拡大し効率化を図る」との届出です。現況はすでに「畑」となっております。

この案件の経緯について、説明します。令和3年に申請人[]から「水田に土を入れて畑地にしたい」との相談を受けた際に、事務局が「田も畑も農地であり農地法上必要となる手続きはないが、転用事業と誤解をされないよう、地元農区には説明をしておいてほしい」と回答したことから、事前に農区長に説明の上、1番2番の申請地について畑地転換を行いました。その後、今年6月に入り3番の申請地について同様に畑地転換を始めたところ、地元から大規模な土の搬入をやっている不安である、との声が上がリ、小林委員が地元と申請人の調整に努めてきました。このことは先月地区協議内及び総会にて小林委員が懸念事項として提議されていたところです。この声に応える形で、6月29日に、岸本会長、大塚職務代理、青田職務代理、小林農業委員が現地確認を行い、現地で申請人[]から畑地転換事業についての説明を受けました。この現地確認の結論としては、「現時点で指導すべきと判断されることはない」との一致した意見でしたが、すでに転換事業が完了している農地も含めて畑地転換届の手続きをしてもらおうよう[]お願いし、今回の届出となっております。この届出について、地元農区・水利の同意書は、いまのところ提出されておりません。提出しない理由として自治会長を兼ねる農区長から、地元の総意に基づき提出したいため、自治会総会を開き意思決定するまで今しばらく時間が欲しい、との申し出です。22日の金曜日に農区長から連絡を頂いた内容は、「8月7日に総会を開き、[]呼んで説明を聞いた上で判断したい。」とのことでした。なお、農区長からは「[]事業が農業委員会の基準に合致しているのであれば問題はないと考えている」との意見を確認しています。申請地はすでに造成工事が終わっており、申請人[]からは、このあと肥料を入れて畝を作り、順次作付けを行っていく、現在肥料を発注しているところ、との説明を受けています。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

本件についてはですね、以前から話を聞いていただいていたとおりでございますが、いろいろとやり取りがあったのですが、しかしながら農業委員会としても6,000㎡あまりの大きい面積の畑地転換でございましたが、それと地元の方で非常に心配されている方がいらっしゃる、ということも踏まえまして、現地調

査をさせていただきまして、申請人[]、現地の自治会長（農区長）さんと面会させていただきまして、現地調査班の総意といたしましては、入れている土が例えば産廃に近いような土であるとか、あるいはごろた石交じりの悪質な土壌であるとかいったものであれば農業委員会としても畑地転換に大きな問題点を残すといったことになろうかと思いましたが、現場を見る限りは何ら問題のない状況でございましたので、以前に報告させていただきましておりました。この畑地転換というものはですね、令和2年以降数件ありましたが、いずれの案件につきましても畑地転換届で事が済んでいて大きな問題になったことはございません。しかしながら、本件につきましては、転換に際する地元住民の申入れが非常に長期に及んで問題を大きくしていることも事実でございます。そういったことを踏まえましてね、現地で担当の地域で小林委員が大変苦勞していただきまして、自治会と申請人の真ん中に立っていろいろと各方面にわたってアドバイスをさせていただいておりますのをお聞いております。そういったことも踏まえまして、小林委員からの話を聞いていただきたいと思っております。それを受けまして先だって北西部地区協議会で長い時間かけて協議頂いたと聞いておりますが、その概要を地区協議会の会長さんから発表していただいて、現実の状況の認識を新たにしていくということで確認を取っていきたいと思っておりますので、まずは小林委員の方からよろしくお願ひします。

小林委員

今事務局の方、また岸本会長の方から経緯等詳しく皆さんにご報告願ったわけなんですけども、この件前回の総会で私も懸念しとんのやと、これは林田地域だけじゃなくて、姫路市全体でこれから考えていかないかんのとちがうかと、現地確認もしていただき、そういった中で目視の中では問題ないと。畑地転換届出書プラス同意書が、現地確認した前後ぐらいに[]渡したというような処理じゃなくてそういった流れです。それで[]事務局に提出された、もう一つの同意書がまだ渡っていない、ということは地元の中ではまだ不安がっているんですね、そんな中で私はこの問題解決は、この同意書というものは、私は非常なウェイトを持っているものと思うんです。やはり地元の同意書があつてこそいい具合にどちらも気持ちよく進んでいくんですけども、この同意書が出ていないと。そんな中で私は同意書が一番大事やということで、[]、そうですね3回は、とにかく、地元と顔を合わせて確認と理解を相互に得るような、顔を突き合わせてやってくれと、3回はお願いしました。そして自治会の方は、自治会長に[]もその旨は理解されたんで、村の方が自治会長が調整してくださいよ、ということで、双方が総会で顔合わせをする、質問等それに[]が答える、との準備はできたんですけども、いま報告がありましたようにその総会が8月7日と私も聞いております。そういうことでね、同意書さえあればね、なんとも言うことはないんですけども、それが私の一番気にかかるところで、そういった状況を踏まえて皆さんで協議していただきたいなと思っております。それと、自治会長が法令的に農業委員会がOK出されれば絶対問題ないですよと、通常は自治会長が言ったら村で治めなあかんと思うんですね、私は、だけど、悲しいかなその自治会長たる者が、農業したことない田んぼの田もわからない、というようなことで、そんな中で[]との話で農業委員会から受理されたよ、こんな風にやるからな、別段法的に問題なかったらいいですよというような感じで進んでいる。だから、今問題になっておるのは、境界線とか水路の安全性とか地上げしたこと盛土したことによっての地元との確認がまったくなされていないんですね。だからそこら辺りを、ほんとに顔を合わせて、これはどうなつとんのやと、これはこうこうでこうやと、だから境界も村と確認ができていない状況なんです。そういう問題を一つ一つ解決すれば私は同意書に判がつけるといふ様に行くと思っております。私はただただそれを願っておるのが、現在の心境です。現在の状況をうまくは説明できませんが、そういった形です。どうか皆さん協議をよろしくお願ひします。

議長

はい、ありがとうございました。

続いて地区会長より報告をいただきます。

田原委員

今小林委員の方から説明がありましたけれども、ここにおられる皆さんもいつ何時こういう立場に立たされるかわからないな、という風に私は思った訳なんですけれども。要は、6,000㎡からの水田だったところを地上げして、そして3枚ですが、の畑が出来上がると。先日の地区協議会でも喧々譁々の意見が出ましたけれども、法律上の問題は、とりあえずは抵触するところは、ないと。ということはいくまでも現所有者と中山下の自治会・農区との、もっと端的に言えば、民間対民間の話し合いが上手く行っていない、というのか、まだ途中経過なのだ、という状況だという風に想定をしていただきたい。今日ここで議題としてあがっていますけれども、一つは今日結論を出す問題なのかどうかという、ここは事務局に関かなければならないと思うのですが、今説明がありましたように、8月7日にと中山下の自治会が話し合いを持ちますよ、と。ここで両者が納得いただければ農区水利の同意書が出てくると。これですべてが終了するわけですから、もしあれであれば8月7日の会合を待つのも一つの手かな、という風にも思ったりします。いずれにしても地区協では喧々譁々と意見が出ました。たとえばですね、3,000㎡以上の事業であれば農地から農地への転換であっても4条申請ではないか、と、これは法律的に正しいのかどうか私にはわかりませんが、結論的には、北西部地区協議会では、総会で判断してもらえないな、と、申し訳ありませんが、これだ、という結論には至りませんでした。ちょっと、まあ、そういうような状況です。

議長

ありがとうございました。

北西部地区協議会では、長時間かけていただいたけれども結論が出ない、ということでごさいます、最終的にはこの総会で判断いただきたい、というのが動向かと思えます。

私が思いますのは、これは私案でごさいますけれども、この畑地転換というものはね、農業者にとって、米は作りませんが、畑地に転換して野菜であるとか果物、果樹といった営農を継続して農業経営を行っていきますよ、というのが畑地転換なんです。従いまして、農業委員会といたしましては、それは審議事項には含まれておりません。農業を継続する皆様の熱意を逆なでするようなことはできませんので、転換届を提出していただいたら結構ですよ、という風な取扱いにしてごさいます。先だって私も現地調査をさせていただきまして、地域の自治会長さん、あるいは申請人、あるいは農区、そういった方々にお会いさせていただきまして、お話を申し上げたんですけれども、先ほどの畑地転換の趣旨というものを、述べさせていただいた上で、農業委員会としては必要な書類が提出されれば地区協議会、そしてまた総会という風な手続きを踏んでですね、粛々とことを進めてまいります、というお話を全員の皆様方の前でさせていただきまして、先ほども申し上げましたとおり、本案件を粛々と進めさせていただきます。ということの裏には、提出書類は完全な書類が整っておる、というのが当然のことです。しかしながら、今現在、申請人の方から提出されとりません書類は、畑地転換届は提出されておりますけれども、先ほど来話題になっておりますように、農区の承認、承諾書いうものは出ておりません。あるいは農区の同意書が提出できない場合はその理由書の場合もあります。従いまして、片手落ちの状況でごさいます。で、私が思うには、本件につきましては、2か月も3か月も前からスタートしてですね、未だに地権者と農区が協議の1回すら開いていない。なぜなのか。そこに農業委員会が割って入って、ある程度小林委員が一所懸命頑張っていたいでですね、てあつけをしていたいたことも事実ですけれども、しかしながら、農区と地権者の双方の責任の所在というものがやれていない。遅きに失する、程遠い。もっともっと、地区の自治会長が新任の方であろうとなかろうとそれは個人的な問題で、農区として自治会としてそういった方をサポートしていくのが自治会であり農区であるはずですね。それができていない。だから協議会の1つも開くことができない、というの

が実情だと思います。そんな責任まで農業委員会が持つ必要はない、と思います。地域の問題。なので、先ほど田原委員がおっしゃっておいりましたように、本件は正式な書類が整うのであれば先ほども申し上げましたとおり、農業委員会は肅々と本件を進めていく予定でございましたけれども、今そういう状況ではございません。私の意見としては、最低限度ですね、総会が開かれて、[]と自治会が協議をされて、どこまで合意されるか知りませんが、そういう機会を与える、ということによいのではないかと思います、皆さんはいかがでしょう。

中塚委員

異議なし。

議長

ありがとうございます。
ほか、なにか、ございますか。

宮下委員

問題の先送りではないですが、書類がそろってから、だいたいとしてあがったらいんじゃないでしょうか。これは今日のところは分離しておいて、先送りでしょうか。

議長

各委員から意見を頂戴しましたので、本件につきましては、8月7日に話し合いをされるということですので、1か月保留ということで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

それでは、本件畑地転換届ではございますけれども、問題がここまで大きくなってまいりますと、やはり、慎重に審議してですね、皆様方が納得していただける状況を、まず形成させていただく、ということで、この議案を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P24~P25)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、6月は8件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。なお、3番につきましては、今月再申請が提出されました。

議長

報告、有り難うございます。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号(P25)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、5月、6月の会長決裁分です。

1番の稲作、麦類作、豆類等を作付けしている網干区津市場の[]と、2番の稲作、果樹類を栽培している飾東町佐良和の[]と、3番の露地野菜等を作付けし複合経営をしている砥堀の[]について、いずれも、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、[]は6月22日付けで、[]は6月24日付けで、[]は7月4日付けで認定した

と姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各 委 員

……。

議 長

それでは、報告第7号について、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後3時20分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

高濱 宏章

(署名委員)

岡本 富博

